

## 令和3年度町政懇談会議事録

- 1 日 時 令和3年11月11日(木) 13:30~15:47
- 2 場 所 つくば国際会議場(茨城県つくば市)
- 3 出席者(町側) 伊澤町長、徳永副町長、木幡教育総務課長、平岩総務課長、横山復興推進課長、猪狩建設課長、中野住民生活課長、高橋健康福祉課長、相楽農業振興課長、中里戸籍税務課長、橋本秘書広報課長、佐藤支援員(12人)
- 4 町民出席者 22人
- 5 町長あいさつ概要  
今年の町政懇談会は、来年6月以降に特定復興再生拠点区域の避難指示解除を目指して、来年年明けに実施を予定している準備宿泊について町民の皆さまにその内容をご説明し、ご意見をお伺いしたい。

### ○町内復興の取り組みについて

1) 中野地区復興産業拠点については、昨年10月に産業交流センターや県の「東日本大震災・原子力災害伝承館」がオープンし、また134室が整備されたビジネスホテルも開業したところであり、県内外から多数の方が訪れている。同拠点内に立地する企業については、現在20件、25社との立地協定を締結している。(うち町内事業者は7件7社)

2) 駅西地区生活拠点等の整備については、令和4年秋頃の居住開始を目指し、帰還者や就業者向け戸建て住宅30戸、集合住宅56戸を県が代行して整備し、帰還環境整備を進めている。まず、令和4年10月頃に25戸の入居開始を目指している。整備状況については、広報紙や町公式ホームページ等で随時発信していく。

3) 役場仮設庁舎については、現在いわき事務所で行っている業務の大部分を双葉町内に戻し、来年8月末頃を目標に業務を開始する予定。

4) 特定復興再生拠点区域内の除染・解体については、特定復興再生拠点区域内全域での建物解体が進んでいる。特定復興再生拠点区域外についても引き続き帰還を希望する町民の皆さまが全員帰還できるように国に強く求めていく。

5) 特定復興再生拠点区域内の営農再開の取り組みについては、羽鳥地区をはじめ他3地区において農家の皆さまのご協力のもと、再び荒廃することがないように保全管理が行われているところであり感謝に堪えない。令和2年度に策定した双葉町地域営農再開ビジョンを更新し、令和7年度の営農再開に向け、除染や水路等農業施設の復旧、農地集積、集約化、農業基盤の整備に取り組んでいる。

特定復興再生拠点区域内の農地除染の進捗率は、令和3年7月末現在93%となっ

ている

○中間貯蔵施設への搬入状況について

県内で発生した除染廃棄物である除去土壌は今年8月末までに1158.9万m<sup>3</sup>が輸送されている。福島県内の仮置き場については、1,373カ所あったうち1,210カ所の搬出が完了した。

○高速道路通行料金、医療費の一部負担等の免除について

ふるさと帰還通行カードにより、令和4年3月31日までの無料措置の延長となっているが、さらに延長するよう国に求めている。

医療費の一部負担金等の免除、その他現在実施されている生活再建に係る支援等についても継続されるよう、国及び関係機関に働きかけていく。

6 説明（住民生活課長）

○ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊（準備宿泊）について

7 懇談概要

（町民：男性）

中田の正一位稲荷神社取り壊しの件について、町と環境省との話し合いでは、環境省では取り壊すエリアは、中田では「○○さん宅が北限、それ以上は該当しない」とのこと。何度も環境省に電話で申し入れたが、向こうはうるさかって、紙1枚で「やらない」という回答があった。今更申し入れても無理かと思うが、町長に環境省宛で神社の取り壊しを依頼してほしい。

（伊澤町長）

特定復興再生拠点区域外の、いわゆる「白地地区」になりますが、その部分に関しては、今後、国との協議ということで、そのような部分に関しても、交渉をさせていただきます。倒壊していて事件・事故が起きる可能性があるということであれば、なるべく早くできるような交渉をしていきたいと思えます。できるということではありませんが、そのような状況ですから、国の方にはしっかりと話をすれば、理解を得られる可能性があると思えます。

（町民：男性）

町長にすぎる以外方法がない、よろしく願いしたい。

（町民：男性）

関連して、前田の稲荷神社の件で、今屋根を外して解体し、造り直していた。県指定のスギの木があるので、根元を機械掘削するのは考えものということで話をしてきた。稲荷神社は「村社」という位置づけであり、町史にも載っている。双葉町の名勝・旧跡に入っ

ている。残さなければならぬ神社であり、簡単にできる再建ではないと思うので、よく調べて対応いただきたい。

(町民：男性)

- ① 自宅解体後の敷地の除草について。除草剤配付でもらった除草剤を撒いたが、効果がない。次回配る時にはもっと濃度の高いものにしてほしい。
- ② 除草対策で、(町内に) 通うのが大変である。そのままにしておくと林になる。当然自己負担は出てくると思うが、何か良い案はないか。
- ③ 準備宿泊について、除草に行った時に、帰還希望者と同一に施設に泊まることはできないか。

(伊澤町長)

- ① 除草剤について、私も自宅を解体して定期的に除草剤をまきに行っていますが、本当に、2～3カ月たつと、もう生えてきて、周りの家が除草してくれないとまた全面に生えてきます。自分の所だけやっても、あまり効果はないと思います。やはり皆さんに、同じ時期というわけにはいかないと思いますが、同じ時期にやっていただいたほうが、除草の効果が出てくるように感じます。

除草剤そのものの性能の話になると思いますが、もっと強力な、しっかりと効くものということですので、検討させていただきます。

- ② 個人負担というものも多少は出てくるようになるとは思いますが、そのようなことは町として考えています。段々に、除染をして更地になったところが、そのまま何もしてないとまた同じ荒れ地になってきてしまいます。それは復興なのか荒廃なのか、分からなくなってしまう状況ですからしっかりと検討させていただいて、どのようにした方がいいのか、また、先行避難指示解除した自治体ではどのような対応をしているのかというのも調べて、色々ご提案をさせていただきたいと思います。
- ③ 準備宿泊は、帰還に向けた準備のためでありますので、帰還を希望される方のお手伝いなど色々なケースが考えられますので、幅広に対応したいと考えております。

(町民：男性)

あくまで準備宿泊なのか。

(伊澤町長)

そのように申し込んでいただければ、準備宿泊する間の色々な行動は制限されているわけではないので、可能だと思います。

(町民：男性)

敷地の管理について、宅地を売り払いたい、貸したいというのは、登録しなければならないという流れのようだが、どのような流れになるのか。

(横山復興推進課長)

空き地・空き家バンクのことかと思いますが、現在、町で立ち上げたまちづくり会社「一般社団法人ふたばプロジェクト」が、空き地・空き家バンクの準備をしているところです。色々決まり次第、皆さんにお伝えできるように進んでいますので、今しばらくお待ちいただければと思います。

(町民：男性)

特定復興再生拠点区域外は除染しないで、そのまま自然消滅するのを国が待っているのか。町が陳情しているのはわかっているが、国はどのようなわけでそうしているのか。

(伊澤町長)

特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域、「白地地区」と言われていますが、今までの国の考え方というのは、「どんなに時間がかかろうとも、帰還困難区域はいずれ避難指示解除します」という表現でした。今回の方針では、「希望する住民の皆さんが 2020 年代には全て帰っていただけるようにする」というように一歩前進というように捉えているのですが、希望というのは、個人個人で意向を確認するという形です。私としては個人の意見を尊重しなくてはなりませんが、一番は、行政区単位で話し合っていて、こういう感じだというようなイメージを出していただいたほうが、より国に交渉もしやすいと思いますし、国にも強く、除染・整備の交渉はできると思っています。ただ、予定として、来年の双葉町の特定復興再生拠点区域の 6 月以降の、避難指示解除、それ以降に国との協議ということになると思うので、なるべく早く皆さんの意見の集約、考え方を示していただくことによって、町としても、早く国に交渉して、進めさせていただきたいと思っています。

(町民：男性)

原発事故について、一番の責任は国にあると思っている。特定復興再生拠点区域内は除染します、それ以外は除染しない、こんな考え方の国は何をやっているのか。私は納得できない。

(伊澤町長)

双葉町ということはないのですが、今回避難指示解除したエリアというのは、帰還困難区域を除く、居住制限区域、避難指示解除準備区域というのがほとんどだったわけです。特定復興再生拠点区域というのは、ご存じのとおり平成 29 年の 5 月、福島復興再生特措法の一部改正によって、帰還困難区域であっても 5 年を目途に放射線の低減や、戻って生活するためのインフラの整備ができるならばという条件付きだったのです。平成 29 年の 7 月に、帰還困難区域を抱える自治体が 6 つあります、その 6 つの中で、双葉町が先駆けて申請をして、同年の 9 月に内閣総理大臣の特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定を受けて、このような状況になっているわけです。お金の話になってしまいますが、それ以外の

除染とか解体とか、そういうものは、東電に求償されるものです。ところが今回の、帰還困難区域、「白地地区」の除染・解体に関して、今後国と交渉してやっていくというのは、これは東電に求償するのではなくて、国の予算でやるようになります。ですから、お金は色がついてるわけではないので、どこで出そうとそこの部分はちょっと違ってきていると捉えています。国費を使って、「白地地区」の対応をするということなので、国もかなりシビアにはやってくるのではないかと考えています。双葉町にとっては、我々の責任でこのような状況になったわけではないので、国には、現状復帰というのが基本的な原則ですから、原理原則として言い続けていかななくてはならないと思っています。財源の部分で変わってきたというのは、ご理解いただきたいと思います。

(町民：男性)

「特定復興再生拠点区域外の方針について、町は『住民に意見を聴く』』という新聞記事について、おかしくないか。双葉町は全域除染し、帰れるような町にすると聞いていたにもかかわらず、今頃になって「住民に聴いて意見を集約する」というのは、何をやっているのかと思っている。私は水沢に戻るつもりで、自宅の床を張り替えた。今頃になって、除染がどうかという話は、遅いのではでないか。自宅の100メートル先は除染していない拠点外になっている。「福島の復興なくして日本の復興は何とか」と言った人がいたはずだが、話がおかしくなっている。私の任期中には全町の除染をやってもらうという意気込みを見せてほしい。

(伊澤町長)

今回の国の考え方が変わってきたというか、我々は帰還困難区域全域の除染や避難指示解除の取り組みをずっと、帰還困難区域を抱える5つの自治体（南相馬市、飯館村を除く）では、同じ考えでやっています。ただ、国が今回示してきたその中身が、「2020年代に戻りたいという人」という、いわゆる個人になってしまっています。だからその部分で、各行政区単位で、その個人の意見をまず把握しておかなければと考えています。これからの交渉なのですが、例えば帰還困難区域でAさんという人が戻りたいけれど隣のBさんは戻らない、そうした時にAさんの土地、宅地だけ除染して、戻って生活できるかということ、これはできません。町としては、意向をしっかりと確認して、「拡大解釈」の方向で除染をしてもらう。戻った人が決まった少しのエリアだけで生活できるはずはありません。かなり範囲を広く除染をさせて、生活できるための道路や勿論農地もですが、除染をさせるというふうに考えています。

ただ、国との交渉はこれからなのですが、大体の話として、国に「双葉町はこういう考えでいる」という話は伝えてはあります。ただし、はっきりとした行政区単位の皆さんの、考え方が示されていないと、なるべく早く把握したいという思いなので、「白地地区」の町民の皆さんの意見の集約が必要だということです。

(町民：男性)

三字の中でも前田はだいたい除染になる一方、目迫のところは手つかず。我々が、石熊行政区のように除染の申し入れをやらないと除染はやれませんということではないですね。

(伊澤町長)

そうではありません。

(町民：男性)

① 黒い袋を積んだダンプが我々の自宅脇の町道を通って国道 288 号に出ていく、そういう事情もあって我々が特定復興再生拠点内に入ったのかは分からないが、現在、拠点内になってるわけだから、三字の一部ではなく、石熊のような要望を出さなくても、三字全域でやってほしい。

② 役場の仮設庁舎について。「拠点内に診療所・役場仮設庁舎を作る」という新聞記事があった。なぜ「仮設」の役場を造らなければならないのか。

(伊澤町長)

双葉駅東口のコミュニティーセンターの前になりますが、砂利が敷かれているところに、仮設の役場庁舎ということで、双葉町役場いわき事務所の職員の大部分をそこに勤務させるような考えであります。新たな双葉町役場庁舎の整備のイメージとしては、従来の役場本庁舎のような規模の大きなものとするのではなく、役場として必要最低限の機能をするような、ある程度簡素な建物とすることを前提に検討を行った結果、仮設ということで造るという考えです。

診療所については、皆さんの帰還する方のアンケートの結果は、どうしても、医療・介護っていうのは必ず上位にあり、医療施設に関しては、双葉駅西口、復興公営住宅などを造るための 23ha の土地を町で取得したそのエリアに、駅の西口降りたところの場所に診療所を造ります。これは、まだ本決まりにはなっていませんが、おおむね厚生連との協議で、医師や医療スタッフの派遣ということができることになりましたので、ご理解いただきたいと思います。

(町民：女性)

「家を解体したら住民票を異動せよ」と環境省に言われた人がいたようだ。「そんなことを知らなくて解体したのに、どうすればいいのか」と困っている。

(伊澤町長)

住民票に関しては、双葉町の場合は、解体したから住民票を移さなければならないこともありませんし、国でもし本当にそういうことを言ったとするならば、国の方にしっかりと申し入れします。家を解体したから住民票を移さなければならないということは一切ありません。本人が双葉町にまだ住所を置きたいという意味があれば、そのまま継続できます。

(町民：女性)

それはいつまでか。

(伊澤町長)

まだ決まっていません。本人が双葉町に住民票を置きたいという場合は、そのまま継続が可能です。

(町民：男性)

① 自宅解体後、住民票はいつまで置いておけるのか。

② 更地の固定資産税について、国は「何倍にも上がる」と言っているが、本当に上がるのか。

(伊澤町長)

住民票については、何も決まっていません。現状は、皆さんが住民票をそのまま、例えば解体しようとするとなろうと、双葉町に住民票を残しておきたいという希望があれば、そのまま継続可能です。前例として避難指示解除して10年経ってても、避難したままで町・村に戻らなくて、住民票がそのままのところは現実にあるわけです。それを見ると、双葉町が避難指示解除して、住民の皆さんが戻り始めたから、住民票を異動しなさいという話には無理があると思っています。住民票に関してはまだ決めるような状況ではありませんが、双葉町が避難指示解除して帰還が始まったら、住民票の問題というのは、そんなに遠くない時期に出てくると思います。

(中里戸籍税務課長)

税金のお話ですが、家屋敷が建っていた土地、家屋敷を壊してしまった場合、税金が高くなるのではとのご質問ですが、そのような制度が震災前からありまして、住んでいた家が建っていた土地であれば、200㎡までは6分の1の軽減があり、200㎡を除く居宅部分であれば3分の1の軽減となります。家を壊してしまえば、通常であれば居宅の軽減というものがなくなります。国の方では、令和8年まで、これは双葉町だけではなく、原発事故による避難の自治体すべてということですが、3分の1・6分の1軽減を、解体した後でも続ける法律を作りました。令和8年までは、土地の税金の軽減が外れて上がるわけではありません。それ以降については未定です。また、解体してしまった家屋には税金はかからなくなりますので、一概に税金が高くなるとは言えません。

(町民：男性)

新築から(震災時点で)10年以内でも、「壊したらお金がもらえる」と聞いて、家屋を取り壊している人もいます。壊すのもいいが、「生きてるうちに戻りたい」という希望もある。壊したほうがいいという話が先行しているようだが、町としてもよく、事情を教えたほうがいいと思う。

(伊澤町長)

特定復興再生拠点区域内に限定した話になりますが、家屋を解体と解体しないといういう考え方、これは基本的には、その持ち主の方がどうするかという決定権はすべて持っているわけです。ただし、来年の早くても6月以降には、特定復興再生拠点区域が避難指示解除になります。今の解体制度の運用の仕方として、解体は避難指示解除して1年までという期間限定であるので解体してほしいと。その1年間までは、国は国費で解体・除染します。けれど、その1年をオーバーしてしまったら、これは自分で解体しなければならない。そこの判断なんです。解体すると貰えるというのは、災害で倒壊などした時の「被災者生活再建支援金」という制度です。最高額300万円もらえます。おそらくそのことを言うのだと思います。「解体をなささい」と我々は言える立場ではありませんが、自分の家に関して、戻って住むか住まないか、さらには、家の破損状況がどの程度かというのは、皆さん個人個人で判断し、確認していただくしかありません。ただ、間違いないのは、避難指示解除後1年という期間だけです。国で面倒見て解体・除染をしてくれるというのは。それ以降は、自分のお金で解体をして整理すると、解体費用ってどのくらいになるかという、かなりの高額になるだろうと思います

解体だけで終わらないので、処分をしなければならないため、そちらの方がかえって大変で、大きさにもよりますが数百万円は間違いなくかかるだろうと思います。

(町民：男性)

「色々な無料措置の見直し」という新聞記事があった。まだまだそのような状況ではないので引き続き要請をしてほしい。

(伊澤町長)

医療費の減免の話と高速道路無料化の話については、すでに内々に国の方から言われております。特に医療費の減免に関しては、国から「意見を聴きたい」ということで来てます。私は前々から、国の方には言っているのですが、医療費の減免というのは、やはりいつかは切らなければならないだろう。ただし、例えば避難指示解除して10年間、その恩恵を受けている自治体があります。前例として10年というのがありますね。それならそこから切っていけばいいでしょう、10年なら10年で我々も避難指示解除して10年経ったら切ってくれればいい。それがルールでしょう。公平公正っていう考え方からすれば、当たり前のことを言っていると私は思っています。国が今言っているのは、一番先に避難指示解除した所と、全部一緒に切っていこうという考え方なのです。そこの自治体が国の考え方に同意して、その自治体が「いい」というのだったら、それは別にいいと思います。ただし、双葉町に関しては、先ほど申し上げたように、前例で10年間ということをやっているというのは、双葉町では「はい」という話ではないです。10年、避難指示解除して医療費と高速道路の減免をやっているのだったら、双葉町も同じく10年ということで私は町民の皆さんに説明のしようもある、それがそうでなくて、あと5年で切りますよという話だったら、こ

れは飲めないし、我々は絶対納得しませんと国の方にはっきりと言いました。国費で数百億、医療費の部分で確か何百億円かと書いてありましたが、それが負担で、公平性という話が出てきてるんですけど、公平性ということを使うのだったら、公平に、10年、避難指示解除からやって、恩恵受けてたところからまず切るべきだし、双葉町はまだ避難指示解除してないのだから、住民が戻り始まってからのカウントでやってくださいという話は言っています。

(町民：女性)

自宅解体の申請を出しているが、神社の問題がある。中野に合祀されたと聞いたが、氏子の中では中田の正一稲荷神社は手つかずのままなので、本殿が潰れ始めた。壊して記念碑を建てようと思っているので、きちんと壊してほしい。

(中野住民生活課長)

個別案件なので、後ほどお話をさせていただきます。

(町民：男性)

今後将来に向けて、怪我人等の緊急搬送に向けて、ヘリポート建設を提案する。

(中野住民生活課長)

将来に向けたヘリポートというのは、地域防災計画等で、学校など、小学校とか中学校を想定してたのですが、今はそこが使えないので、現時点での運用としては、ドクターヘリ関係については、消防とも相談して双葉高校の校庭を指定させていただき、県から借りて、そこを使用させていただいております。ドクターヘリポートについては、今後検討してまいります。

(伊澤町長)

簡単に言うと、ドクターヘリですから、なるべく重篤な状況というのを早く改善しようということになると思います。これはまだ決まってるわけではないのですが、私としても、双葉郡内各自治体みんなが、帰還して、医療施設、医療施設と言っていますが、今医師が不足してるのに、どこの町にも病院ができることは実際無理です。絶対数がないんですから。だったら、双葉郡内に1カ所、県立大野病院がありましたから、前に双葉の厚生病院と統合という話がありました。そこに二次医療を完結できるような、医療をしっかりと集約させるっていうのが、私の持論なんです。他の遠いところはどうするのか。大熊は近いからいい、浪江とか葛尾とか川内とか広野とかどうするのかということで、ドクターヘリというのは、これはセットで必要ではないかというのは、私もずっと考えています。人の命を守るために、これは相当な経費がかかると思いますけども、これはみんな各自治体で応分というか負担のしかた、人口割、均等割っていう考え方で、高額な負担にはなると思いながらも、人の命には代えられませんから、これは必要だろうと思ってます。今後、

双葉郡の町村会の中でそういう話をさせていただきます。私も同じ考えを持っています。

(町民：男性)

学校の校庭ではだめです。消防ポンプで放水して、ホコリが立たないようにしてからでは、急病人が死んでしまうのでよく考えられたほうがいい。ヘリポートが必要なんです。

(町民：男性)

- ① 安心・安全の確保について、作業員に泥棒に入られたと聞くと、今後解除になった場合、駅西・中野以外では不安なところもあるので、防犯カメラの増設を検討してほしい。
- ② 「白地地区」という言葉について、津波被災で戻れない区域は、地図が白くなるから「白地地区」というのであるが、原子力災害の区域を「白地地区」と表現するのは、自分の選択でふるさとを離れたわけではないので、違和感があり納得できない。

(伊澤町長)

住民帰還が始まって、防犯の部分で防犯カメラという話がありました。これはもちろん、犯罪に対する抑止力効果がありますから、当然考えていかなければならないと思っていますが、先日、双葉署の副署長がいわき事務所にお見えになって、今後、帰還した時の対応やパトロールの体制ということで、お話をさせていただきました。当然、駅西地区に、住民の皆さんが戻ってくる状況になったら、今まで以上に、巡回・パトロールを多くする。それ以外の帰還困難区域のほうも、当然やっていただきますが、さらに、住民が戻ってくるので、より以上にパトロール体制は強化しますとお話はいただいています。国道6号のところにあった双葉町の駐在所、これを今後そのまま継続して使用するかどうかというのは、警察署との協議ですが、駐在所機能としては、継続して使うことで双葉署のお巡りさんがパトカーも含めてそこに常勤することで、町内のパトロール・巡回というのも、今までより以上にやっていただけるという話は伺っております。

先ほどご指摘あった「白地地区」に関しては、住民生活課長のほうに説明させます。

(中野住民生活課長)

白地地区の話ですが、そこらへんの事実関係、私共ではあまり掘っていないので、おそらく先ほど言われたような、津波被災地の話が元かと思うのですが、そこは新聞社などにもお話させてもらって、お気持ちもわかりますので、改善できるようにマスコミ等にお話させていただければと思います。

(町民：男性)

福島県内の一部新聞社にはしつこく話しているが、「検討します」という回答以降も使われている。県外にいと全然出てこない言葉であるが、県内でも行政で使っているということは、染みついているのだろうと思う。そういう心情についてご理解いただきたい。

(町民：男性)

シイの木について、双葉町はその昔「椎葉（しいは）の郷」と言われていた。以前、教育委員会の方が、シイの木はどこにあるのかと町内をくまなく探したが、長塚の〇〇さんの家に数本あっただけであった。町でシイの木を植えてはどうか。

(伊澤町長)

今、話を聞いて何となく自分でイメージしたのは、双葉の駅西のところに復興公営住宅と再生賃貸住宅で、低層階で、「自然と共生する」というコンセプトでやっています。樹木とか花とか、そういうのは将来的には必要になってくるので、可能性はあのへんだったら、人が住んでるところ、皆さんも鑑賞できるという場所になるのでどうかと思いますが、これは私が判断して決めるというわけではなく、復興まちづくり計画推進委員の人たちに提案してみます。

## 8. 閉 会